

# 自動車リサイクル法 解体業及び破碎業変更・廃止届

## 変更届・廃止届について

### 1. 変更届・廃止届は、郵送による届出を受付しております。

送付先 〒810-8620

福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所 行政棟13階

福岡市 環境局 産業廃棄物指導課

TEL (092) - 711-4303

FAX (092) - 733-5592

### 2. 届出が必要な変更事項

- (1) 氏名又は名称（商号変更を含む）及び住所ならびに法人にあっては代表者の氏名の変更
- (2) 役員及び政令使用人の氏名
- (3) （申請者が未成年者の場合）法定代理人の氏名及び住所
- (4) 株主又は出資者
- (5) 事業所の名称及び所在地
- (6) 事業の用に供する施設（保管場所を含む）
- (7) 他自治体における解体業又は破砕業及び産業廃棄物処理業の許可状況
- (8) 標準作業書
- (9) 破砕業における「破砕処理」の廃止（事業の範囲の一部廃止）

### 3. 提出期限

変更・廃止（廃業）があった日から**30日以内**に、その旨を届出なければなりません。

### 4. 提出部数

届出書類 正本 1部 副本（控えが必要な場合）1部

副本は、受付後に返却します。

なお、郵送による提出の場合は、副本返却のため、郵便料金分の切手を貼った返信用封筒を同封してください。

### 5. 書き換え後の許可証の交付について

住所、氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）、事業の範囲（破砕業のみ）の変更の場合は、許可証の書き換えを行います。書き換えを行った許可証は、窓口にて交付いたします。

郵送での受け取りを希望される場合は、レターパックまたは簡易書留にて郵送いたしますので、返信用レターパックまたは通常の郵便料金と簡易書留料金分の切手を貼った返信用封筒（A4版が入る封筒）をご提出ください。

## 6. 届出書・添付書類一覧

解体業変更届出書（様式第七）、または、破砕業変更届出書（様式第十一）に、次に掲げる書類を添付し提出してください。

変更事項	添付書類
氏名又は名称（商号変更を含む） 住所 法人にあっては代表者の氏名	個人 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 住民票               <ul style="list-style-type: none"> <li>・本籍地が記載されたもの。</li> <li>・マイナンバー（個人番号）は記載されていないもの。</li> </ul> </li> <li>(2) 登記されていないことの証明書又は医師の診断書等</li> <li>(3) 誓約書（添付書類様式7）</li> </ul>
	法人 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 定款又は寄附行為</li> <li>(2) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）</li> <li>(3) 誓約書（添付書類様式7）</li> </ul>
役員及び政令使用人の氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）</li> <li>(2) 新たに役員及び政令使用者になる者の住民票               <ul style="list-style-type: none"> <li>・本籍地が記載されたもの。</li> <li>・マイナンバー（個人番号）は記載されていないもの。</li> </ul> </li> <li>(3) 新たに役員及び政令使用者になる者の登記されていないことの証明書又は医師の診断書等</li> <li>(4) 誓約書（添付書類様式7）</li> </ul>
（申請者が未成年者の場合）	
※法定代理人が個人の場合 法定代理人の氏名及び住所	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法定代理人の住民票               <ul style="list-style-type: none"> <li>・本籍地が記載されたもの。</li> <li>・マイナンバー（個人番号）は記載されていないもの。</li> <li>・法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書（履歴事項全部証明書）</li> </ul> </li> <li>(2) 法定代理人の登記されていないことの証明書又は医師の診断書等</li> <li>(3) 誓約書（添付書類様式7）</li> </ul>
※法定代理人が法人の場合 法定代理人の名称 法定代理人の住所 その法人の代表者の氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法定代理人の定款又は寄附行為</li> <li>(2) 法定代理人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）</li> <li>(3) 誓約書（添付書類様式7）</li> </ul>
※法定代理人が法人の場合 ・法定代理人の役員に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該変更に係る者の住民票               <ul style="list-style-type: none"> <li>・本籍地が記載されたもの。</li> <li>・マイナンバー（個人番号）は記載されていないもの。</li> </ul> </li> <li>(2) 当該変更に係る者の登記されていないことの証明書又は医師の診断書等</li> <li>(3) 法定代理人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）</li> <li>(4) 誓約書（添付書類様式7）</li> </ul>

住民票、登記されていないことの証明書、医師の診断書等、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）については発行後3ヶ月以内のもの。

変 更 事 項	添 付 書 類	
(申請者が法人の場合) 株主又は出資者の変更 (100分の5以上の株式保有者又は出資者に限る)	株主又は出資者が個人の場合	(1) 株式又は出資の金額を記載した書類 (2) 新たな株主又は出資者の住民票 ・本籍地が記載されたもの。 ・マイナンバー(個人番号)は記載されていないもの。 (3) 新たな株主又は出資者の登記されていないことの証明書又は医師の診断書等 (4) 誓約書(添付書類様式7)
	株主又は出資者が法人の場合)	(1) 株式又は出資の金額を記載した書類 (2) 株主又は出資者の登記事項証明書(履歴事項全部証明書) (3) 誓約書(添付書類様式7)
事業所の名称及び所在地	(1) 事務所等付近の見取図(添付書類様式2) 所在地は、登記事項証明書等上の土地の地番及び住居表示を記入(併記)してください。 (2) 誓約書(添付書類様式7)	
事業の用に供する施設 (保管場所を含む)	(1) 施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書 (2) 事務所等付近の見取図(添付書類様式2) 所在地は、登記事項証明書等上の土地の地番及び住居表示を記入(併記)してください。 (3) 施設の写真(添付書類様式3) (4) 土地の登記簿謄本又は全部事項証明書 (5) 土地の境界判断資料として、「地図(登記事項証明書の地番を記載したもの)」もしくは地図に準ずる図面として「公図」 (6) (他者名義の土地を借りる場合) 使用承諾書(添付書類様式5) (7) (車両の変更の場合) 新規に登録する車両の車検証の写し 車両の写真(添付書類様式4) (8) (他者名義の車両を借りる場合) 車両使用承諾書(添付書類様式6) (9) 誓約書(添付書類様式7)	
他自治体における解体業又は破碎業及び産業廃棄物処理業の許可状況	(1) 当該許可の許可証(新たに業の許可を取得した場合に限る) (2) 誓約書(添付書類様式7)	
標準作業書の記載事項	(1) 標準作業書の全文 (2) 誓約書(添付書類様式7)	

住民票、登記されていないことの証明書、医師の診断書等、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)については発行後3ヶ月以内のもの。

### ◎医師の診断書等について

※医師の診断書等とは、精神の機能の障害がないこと又は使用済自動車破砕業務において必要な認知、判断及び意思疎通を適切にできることを証する書類のことです。

### ◎登記されていないことの証明書の交付申請について

- ・証明内容は、「成年被後見人、被保佐人とする記録がない」証明書です。
- ・「登記されていないことの証明書」についてのご質問等は、法務局へお問い合わせください。  
郵送請求の場合・・・東京法務局後見登録課 電話 03-5213-1360  
直接取りに行く場合・・・福岡法務局戸籍課 電話 092-721-9334

## 7. 一部廃止（事業の範囲の変更）の届出

破砕業許可において「破砕処理」を廃止した場合（「破砕前処理」のみとなる場合）には、その日から30日以内に、「破砕業者廃止（一部廃止）届出書」（破砕業廃止届出様式）に、下記の書類を添付して提出しなければなりません。

※許可証の書き換えを行います。

添付書類

- |  |
|--|
| (1) 事業の用に供する施設に係る書類（破砕処理廃止後の配置等が分かるもの） |
| (2) 誓約書（添付書類様式7）                       |

## 8. 廃止（廃業）の届出

次のいずれかに該当することになった場合には、その日から30日以内に解体業者廃止届出書、または、破砕業者廃止届出書を提出しなければなりません。

廃止届出書と併せて、既に交付されている許可証（原本）を返納してください。

廃止（廃業等）の区分	廃止（廃業等）の届出を行う者
死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であったもの
法人が破産により解散した場合	その破産管財人
法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合	その清算人
登録にかかる解体業または破砕業を廃止した場合	解体業または破砕業であった個人又は引取業であった法人を代表する役員

自動車リサイクル法に関するご相談は

**福岡市 環境局 産業廃棄物指導課**

〒810-8620

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所 行政棟13階

TEL (092) 711-4303

FAX (092) 733-5592

までお問い合わせください。

令和4年2月作成